

松戸市乳幼児一時預かり事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭における保育が困難な乳幼児を一時的に預かる松戸市乳幼児一時預かり事業（以下「事業」という。）を実施することにより、子育て中の保護者の子育てを支援するとともにその負担を軽減することにより、乳幼児の健全な育成を図ることを目的とする。

(利用者)

第2条 事業を利用できる者は、市内に居住し、生後6か月から小学校就学前までの乳幼児の保護者とする。

(実施時間等)

第3条 事業の実施時間及び休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 実施時間 午前10時から午後6時まで
- (2) 休業日 月曜日及び12月29日から翌年1月3日まで

(利用時間)

第4条 事業の利用時間は、1時間を単位とし、1日当たり4時間以内とする。

(利用定員)

第5条 事業の利用定員は、1時間当たり10名以内とする。この場合において、0歳児及び障害児の利用定員は、3名を超えて利用することができない。

2 前項の利用定員は、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(登録申請等)

第6条 事業を利用しようとする者は、あらかじめ松戸市乳幼児一時預かり事業利用登録申請書（第1号様式。以下「登録申請書」という。）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に事業利用登録を申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査のうえ事業利用登録の可否を決定し、松戸市乳幼児一時預かり事業利用登録決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(登録事項の変更)

第7条 利用登録者は、登録申請書の内容に変更が生じたときは、速やかに松戸市乳幼児一時預かり事業利用登録変更届（第4号様式）を市長に届け出なければならない。

(利用の手続)

第8条 利用登録者が事業を利用しようとするときは、あらかじめ利用の申込をしなければならない。ただし、利用に際し市長が緊急、かつ事業運営に支障がないと認めた場合はこの限りではない。

2 利用の申込は、利用希望日の1か月前の日の午前10時から利用希望日の3日前（休業日に当たる場合は、その前日）の午後4時までに行わなければならない。

3 市長は、前項の申込があったときは、第11条各号に該当する場合を除き、速やかに利用の承諾をするものとする。

(利用の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業の利用を拒むことができる。

- (1) 事業運営上支障があるとき。
- (2) 利用者が感染症等の疾患を有すると認められるとき。
- (3) 事業の利用定員を超えるとき。
- (4) その他事業の利用を不相当と認めるとき。

(利用の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業の利用を取り消すことができる。

- (1) 利用者が、利用の目的に反した行為をしたとき。
- (2) 利用者が、事業の管理者の指示に従わなかったとき。
- (3) 事故、災害その他の理由により、事業の実施できなくなったとき。

(損害の賠償)

第11条 利用者が建物、設備、備品等に損害を与えたときは、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

(費用負担)

第12条 利用者は、事業の利用に要する費用の一部として、別表に定める額を負担しなければならない。

(事業の委託)

第13条 事業は、適切な事業運営が確保できると認められる事業者に委託することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、次項の規定は、制定の日から施行する。

(施行日前の登録手続等)

- 2 市長は、施行日前においても、第6条から第9条までの規定の例により、事業利用登録その他の行為を行うことができる。

別表（第14条関係）

利用時間	負担額
1時間当たり	500円

備考

- 1 利用時間とは、利用の申込の際に承諾を受けた利用開始の時から実際に利用が終了した時までとする。

2 利用時間の計算は、1時間を単位とし、1時間に満たない単位がある場合は、これを1時間とする。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。